

「知的財産推進計画2016」等で示されている今後の検討課題

「知的財産推進計画2016」（平成28年5月9日知的財産戦略本部）や「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（平成27年5月22日閣議決定）、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産推進計画2016（平成28年5月9日知的財産戦略本部）

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

（1）現状と課題

デジタル・ネットワークの発達は、地理的・空間的な制約を解消し、あらゆる情報がデジタル化されて大量に蓄積され、誰もがそれにアクセスすることを可能とした。さらに、IoT、ビッグデータ（BD）などの技術革新は、デジタル・ネットワークにつながる人や物を増大させ、全世界で生成・流通する情報量の爆発的な増大と情報の内容の多様化を起している。そこに人工知能（AI）を結び付けることにより、大量の情報を集積し、それを組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。

他方で、大量に生成・収集される情報の中には、コンテンツなど著作権で保護されている情報が混在することが想定されるため、情報の種類、利用の態様、新しい情報の創出への影響などを踏まえつつ、イノベーション創出と知財保護のバランスを図っていくことが必要である。

また、更なる技術革新により、人工知能によって自律的に生成される創作物（以下「AI創作物」という。）や物の形状を完全に再現できる3Dデータ、センサー等から自動的に集積されるデータベースなど新たな情報財が生まれてきている。AI創作物が人間の創作物と質的に変わらなくなった場合にAI創作物を知財制度上どのように取り扱うかなど新しい時代に対応した知財システムの在り方について、検討を進めていくことが必要である。

さらに、デジタル・ネットワークの発展により、国境を越えたインターネット上の知財侵害が深刻さを増してきている。インターネットの世界には国境がなく、現実世界を前提とした既存の法制度では対応に限界があると指摘する声もある中、対応の在り方について検討を行うことが必要である。

このような問題意識の下、知的財産戦略本部に「次世代知財システム検討委員会」を設置し、IoT・ビッグデータ・人工知能などデジタル・ネットワークの発達を最大限に活用することで、新たなイノベーションを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの在り方について議論を行った。

その取りまとめを踏まえ、課題と今後の方向性を整理すると、以下のとおりである。

＜デジタル・ネットワーク時代の著作権システム＞

デジタル・ネットワークの進展により、ビッグデータを活用した新規ビジネスや消費者による新たな形態の情報発信など、新しいイノベーションの可能性が高まり、価値の創造が促進されている。例えば、インターネット上に限らず、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することを目的としたサービス、大量の情報を収集・分析して、分析結果を提供するサービスなどが想定されている。さらに、生成される情報量自体が爆発的に増加し、それを分析するコンピューターの処理能力が飛躍的に向上する中、どのような情報を集め、分析し、活用するかについては、現在想定されているものも含め、多種多様な形態が現れるものと考えられる。その中には、人工知能が対象となる情報の特徴の把握・分析を行う中で見出される方法など、これまで人間の発想では思い付かなかったような情報の利活用方法が価値を生み出していくことも起こり得る。

一方で、ビッグデータや消費者が利用する情報の中には、著作権のある情報（著作物）が混在し得る。著作物を利用する際には、著作権者の許諾を事前に得ることが原則であるが、特に、大量・不特定の情報を利用する場合、全ての著作権者から事前に許諾を得ることは事実上不可能である。また、一部の情報について許諾が取れたとしても、より多様な情報を利用することで付加価値の高いサービスが提供されることも考えらえる。

人工知能の活用など、デジタル・ネットワークの発展により著作物を含む情報の利活用が一層多様化していく中で、イノベーションの促進に向けて、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムを目指していくことが必要である。その際には、著作権制度を取り巻く課題は複層的なものであり、その対策についても一つの政策手段で全てを解決しようとするのではなく、無償の権利制限規定、報酬請求権付きの権利制限規定、著作権等の集中管理、著作権者不明等の場合の裁定制度など多様な政策手段の中から適切なものを選択し、課題に対し柔軟に解決を図る

「グラデーションのある取組」を進めていくことが必要である。具体的には、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑みて適切な柔軟性のある権利制限規定を創設すること、権利制限になじみにくい利用について円滑なライセンスの仕組みを設けていくこと、権利者不明著作物等の利用に関する文化庁長官による裁定制度について利用者の負担を更に軽減することなどの取組を進めていくことが必要である。

我が国の企業や大学等においては、このような制度等を積極的に活用しつつ、デジタル・ネットワーク時代の技術革新の目まぐるしいスピードに対し果敢に挑戦していくことが期待されるとともに、次々に起こり得る技術革新へ柔軟に対応できる制度の整備を迅速に行っていくことが必要である。

＜新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築＞

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展により、人間が創作した情報を幅広く保護対象とする著作権法の根底にある「創作性」¹という概念では説明のできない価値ある情報が出現してきている。例えば、人工知能から生み出される音楽や絵画、人間の動き、物の挙動といった現実世界に起きていることを機械的に記録するビッグデータなどが想定される。

このような新たな情報財は、それを活用した新しいイノベーションや人間社会を豊かにする新しい文化を生み出す可能性を有しており、我が国としてその創出・利活用に積極的に取り組むとともに、それに必要な知財システムの在り方について検討することが必要である。

（人工知能によって生み出される創作物と知財制度）

人工知能が既存の情報から特徴を抽出し学習する中で、人工知能によるオリジナルの創作が現実のものになってくると考えられる。既に、音楽やロゴマーク、短編小説等の比較的パターン化しやすい創作物については、人工知能を利用した創作やその研究開発が行われている。人工知能による創作は、新たなイノベーションや人間社会を豊かにする新しい文化を生み出す大きな可能性を有しており、我が国として、人工知能による創作に積極的に取り組んでいくことが必要である。

現在の知財制度上、人工知能が自律的に生成した生成物は、それがコンテンツであれ技術情報であれ、権利の対象にならないというのが一般的な解釈である²。しかしながら、人間の創作物とAI創作物を外見上見分けることは通常困難である。このため、「AI創作物である」と明らかにされている場合を除き、人間の創作物と同様に取り扱われ、その結果、一見して「知的財産権で保護されている創作物」に見えるものが爆発的に増大する可能性がある。

このような変化に対応していくため、AI創作物に対する保護の必要性・可能性や、AI創作物が既存の知財制度に与える影響など、AI創作物の出現に対応する知財システムの在り方について、検討を進めていくことが必要である。

AI創作物のうち、著作物に該当するような情報である音楽、小説といったコンテンツは、著作権制度が無方式主義をとっているため、創作と同時に知財保護が適用され、権利のある創作物に見えるものが爆発的に増える可能性が懸念されることから、優先的に検討していくことが必要である。その際、あらゆるAI創作物（著作物に該当するような情報）を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、フリーライド抑制等の観点から、市場に提供されることで一定の価値（ブランド価値など）が生じたAI創作

¹ 著作権法第2条第1項において、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。

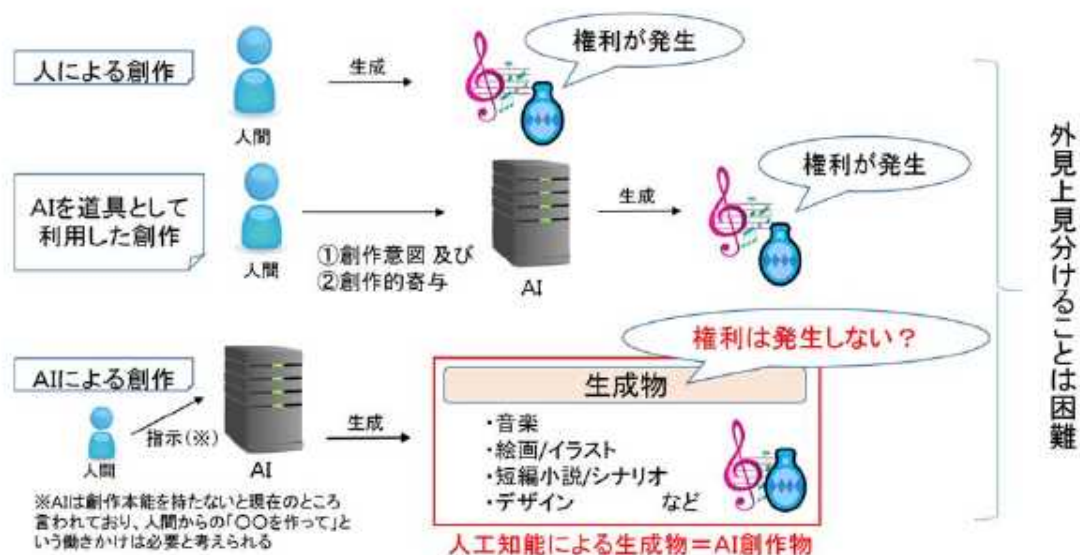
² 現行法制度上、人工知能が自律的に生成した生成物（著作物に該当するような情報）は、「思想又は感情を創作的に表現したもの（著作権法第2条第1項）」ではないため著作物に該当せず、著作権も発生しないと考えられる。また、人工知能が自律的に生成した生成物（発明・デザイン等）については、発明の主体が「産業上利用することができる発明をした者（特許法第29条）」でいう自然人ではないため、特許等の対象にならないと考えられる。なお、人工知能が自律的に生成した生成物のうち商標については、商標法による保護対象となることが考えられる。

物については、新たに知的財産として保護が必要となる可能性があり、知財保護の在り方について具体的な検討が必要である。

また、例えば発明に該当するような新たな技術については、新規性や進歩性等を審査した上で登録がなされない限り権利は生じないが、人工知能を活用して生み出された創作物が知的財産として出願されることも考えられるため、制度の在るべき姿について今後検討を行うことが必要である。

なお、AI創作物に対応する知財システムの検討と併せて、人工知能による創作活動を促進するために必要不可欠なビッグデータの利活用促進に向け、データ流通環境の円滑化が重要である。そのため、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等におけるオープンデータのような取組の一定の範囲内での促進、個人が自らの意思で本人のデータを蓄積・管理し活用するための仕組みなど、データの共有・利活用がなされやすい環境整備について検討を進めていくことが必要である。

【AI創作物と現行知財制度】



(3Dプリンティングと知財制度)

3Dプリンティング技術の進展や3Dプリンターの普及により、特別な生産設備や技術を持たない家庭や地域の工房において、ものづくりが可能になっていくと考えられる。また、3Dデータをインターネット経由で交換・共有させることで、製造業による物流コストの低減、個人による作品・製品の発信、ネット上での多人数参加型のものづくりなど、製造業に大きな構造変化が起こると考えられる。さらに、3Dスキャニング技術の進展により、物として流通していたものもデータとして流通するなど、将来的には物と情報の垣根がなくなることが予想される。

こうしたものづくりの革新がもたらす社会環境の変化に対応するため、3Dデータの知財制度上の保護や模倣品の流通・生産対策、個人のニーズに合わせた製品づくりへの対応など3Dデータの利活用について、我が国知財システムとしての対応の方向性について検討を進めていくことが必要である。その上で、当面の具体的な取組として、知的財産権に

よって保護されない物の3Dデータを対象に、投資保護と促進の観点から、例えば3Dデータの制作過程において生じた付加価値に注目しつつ、一定の価値の高い3Dデータに関する知財保護の在り方について検討を進めていくことが必要である。

(ビッグデータ時代のデータベースの取扱い)

デジタル・ネットワークの進展や物がインターネットにつながるIoTの発展、情報を記憶する装置の容量の増大・低コスト化により、現実のあらゆる事象からデータを取得し蓄積したビッグデータの活用が可能となる中、それを分析することで新製品やサービスの開発・提供に結び付けるなど、付加価値の源泉としてビッグデータが大きな価値を持つようになってきている。また、ビッグデータのうちインターネット上での視聴・消費行動等に関する情報やセンサーから得られる情報などについては、自動的に集積されるということが起きつつある。さらに、人工知能技術の進展により、人間の詳細な指示を受けずに情報を収集し続けることも増えていくと考えられる。このように、様々な態様のデータベースが出てきている中、現行の著作権法では保護が難しいと考えられる「創作性が認められにくいデータベース」について、海外の動向や契約等による保護の実態等に照らしつつ、保護の可否や方法について検討を進めることが必要である。また、公的研究資金による研究成果を格納しているデータベースについては、オープンサイエンスに係る動向を踏まえつつ、オープン化と保護の在り方について、引き続き検討が必要である。

<デジタル・ネットワーク時代の国境を越える知財侵害への対応>

デジタル・ネットワークの進展により、知財制度上保護されている情報がインターネット上で不正流通する事態が増加している。特に、アニメ・マンガ、映画、音楽などのコンテンツ産業は、国境を越えるインターネット上の知財侵害行為の拡大により、既に大きな影響を受けている。

我が国では、インターネット上の知財侵害に対して官民を挙げて様々な対策を講じてきており、一定の成果をあげているものの、近年、インターネット上の知財侵害は、より巧妙化、複雑化し、営利を目的としたものに変化しており、侵害コンテンツを提供するサーバーを国外に設置するなど、国を基本とした従来の知財制度では対応が難しい事例が顕在化している。

例えば、日本国内向けに海賊版DVDなどを販売する海外のeコマースサイトについては、サイトの運営者が所在していると見られる国の関係当局に対し繰り返し対応を促しているものの、当該サイトを管理するサーバーが自国外に設置されている等の理由により、対策が取られないまま侵害行為が続いている。また、侵害コンテンツ本体を検索されにくくする一方で、消費者を侵害コンテンツに誘導するためのリンクを集めて掲載するサイト（以下「リーチサイト」という。）は、現在の著作権法上、侵害行為に該当するかどうか明らかでないとして、当該リーチサイト運営者に対して削除要請を行っても対応がなされないなど、現行制度での対応が難しい実態も生じている。さらに、リーチサイトが海外のサーバーに置かれている場合も多く、対応を一層困難にしている。

このように、海外のサーバーから我が国市場に侵害コンテンツを発信することにより利得を得る、消費者を侵害コンテンツに誘導することにより広告収入を得るなど、コンテンツ産業に多大な影響を与える悪質な行為が存在している。

このような悪質な知財侵害行為に対しては、より一層の対応強化が必要である。具体的には、侵害コンテンツの違法流通に現に大きな役割を果たしているリーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為に対し法制面の検討を含めた対応を進めること、侵害コンテンツを提供するサイト等の運営資金となっているオンライン広告への対応を進めることなどが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討)

- ・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。(短期・中期) (文部科学省)
- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、制度的な対応の可能性も含め具体的な検討を行う。(短期・中期) (文部科学省)

(著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善)

- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (文部科学省)

(円滑なライセンス体制の整備・構築)

- ・権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。(短期・中期) (文部科学省)

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。（短期・中期）（文部科学省，経済産業省）
- ・集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」（仮称）等，民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して，その具体化に向け必要な支援を行う。（短期・中期）（文部科学省）

（持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備）

- ・クリエイターへ適切に対価が還元され，コンテンツの再生産につながるよう，私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について，文化審議会において検討を進め，結論を得て，必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省，経済産業省）

（教育の情報化の推進）

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンス体制に関する課題について検討し，必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）
- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について，2016年中に導入に向けた検討を行い，結論を得て，必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ，関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い，速やかに結論を得る。（短期・中期）（文部科学省）

<<デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>>

- ・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して，権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ，対応すべき行為の範囲等，法制面での対応を含め具体的な検討を進める。（短期・中期）（文部科学省）
- ・インターネット上の著作権侵害への対応に関する具体的な事例に即した実践的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また，海賊版対策のための普及・啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。（短期・中期）（文部科学省）

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

（1）現状と課題

知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは，それを実行する人材である。知財人材育成のため，「知的財産人材育成総合戦略」（2006年1月），「知財人材育成プラン」（2012年1月）に基づき，官民での知財人材育成に向けた取組がなされてきたところである。

これらの人材を育てる基盤となるのは教育である。既に「知的財産人材育成総合戦略」等においても，知財教育の充実が将来の知財人材等の量・質的な拡大につながると認識さ

れ、初等中等教育から高等教育段階までの各段階で知財教育への取組がなされてきている。今や、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しもが何らかの形で創造的活動をし、その成果を活用して価値を創出することが求められている。知財教育は、そうしたいわば社会人としての基礎力を身に付けるためのものであり、点での取組を越えてより面的な広がりを持つようにしなければならない。また、これが、より高度な知的財産の創造人材や活用人材、それを経営戦略につなげる知財マネジメント人材、それらを支える知的財産の専門人材や支援人材を輩出するための裾野を形成することになる。さらに、第4次産業革命の進展に伴い知財マネジメントにおける標準化の重要性が増す中、標準化についても知財教育の中に組み込むことにより、標準化活用人材や標準化専門人材を輩出するための裾野を形成することも必要である。

2015年11月の「知的財産分野におけるT P Pへの政策対応について」（2015年11月知的財産戦略本部決定）においては、「将来のイノベーションの源泉となる知財教育の推進」として、小中高等学校から大学・大学院等において、それぞれの発達段階に応じて新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護のみならずその活用の重要性に対する理解を向上させる観点から、知財教育の推進を図ることが盛り込まれたところである。

知財教育の現状を見ると、初等中等教育では、現行学習指導要領（平成20・21年告示）の「総則」において、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に務めなければならない」とされるなど、各教科等の特質に応じた創造性の涵養につながる力の育成が盛り込まれている。

具体的には、例えば、国語において思考力や想像力及び言語感覚を養うこと、理科において科学的に探究する能力を育てること、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てることなど、創造性につながる力の育成が小学校から高等学校まで系統的に行われている。

また、知的財産の意義の理解に関する教育としては、例えば、中学校の技術・家庭において、「新しい発想を生み出し活用することの価値に気付かせるなど、知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する」とこととされるなど、複数の教科・科目において、発達の段階に応じて、知的財産や知的財産権に関する記載が新たに盛り込まれている。

一方、課題として、教科間の連携が必ずしも十分に行われておらず、創造性を育む教育が各教科個別に実施されていることや、知的財産の意義の理解に関する教育としては、「保護」の観点を中心となっており、「活用」の重要性も含めた理解を図る必要があること、教員の教育活動を助ける手立てが不足していることなどが指摘されている。

さらに、高等教育段階では、高等専門学校においては広く先進的な取組がなされているとの指摘がある一方で、大学においては、知的財産に関する科目の全学必修化を採用するといった先進的な取組を実施している大学は、現在、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学のみにとどまり、例えば教える側の教員の知的財産に対する知識が十分ではないとの問題点等が指摘されている。そのことにも鑑み、大学の幅広い学部・学科等におい

て知的財産等に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくべきとの指摘がなされている。また、大学における標準化に係る教育についても、講師派遣等の産業界の協力・コミットメントも得つつ、その充実を図っていくことが必要である。

加えて大学院においては、特に知財専門職大学院における学生数の減少に対して懸念する意見があり、例えば、法科大学院や経営系専門職大学院等の経営的視点に立った教育との連携を深めることで将来のキャリアパスを明確にしつつ、事業全般にわたるより広い意味での知財教育が施されるようにすべきとの指摘がなされているところである。

このような現状と課題を踏まえ、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の下に「知財教育タスクフォース」を設置して、社会と協働した知財教育の推進の在り方について議論を行った。その議論を踏まえ、今後、我が国が知財教育を推進していくに当たっての求められる方向性を整理すると以下の3点となる。

① “国民一人ひとりが知財人材” を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施

今や国民全てが「一億総クリエイター」かつ「一億総知財活用人材」である。それに鑑み、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院という全ての学校種において、発達の段階に応じた系統的な教育を実施することにより「国民一人ひとりが知財人材」となることを目指すべきである。さらには、国民一人ひとりが皆消費者であることにも鑑み、消費者教育との連携を意識していくことも有効である。

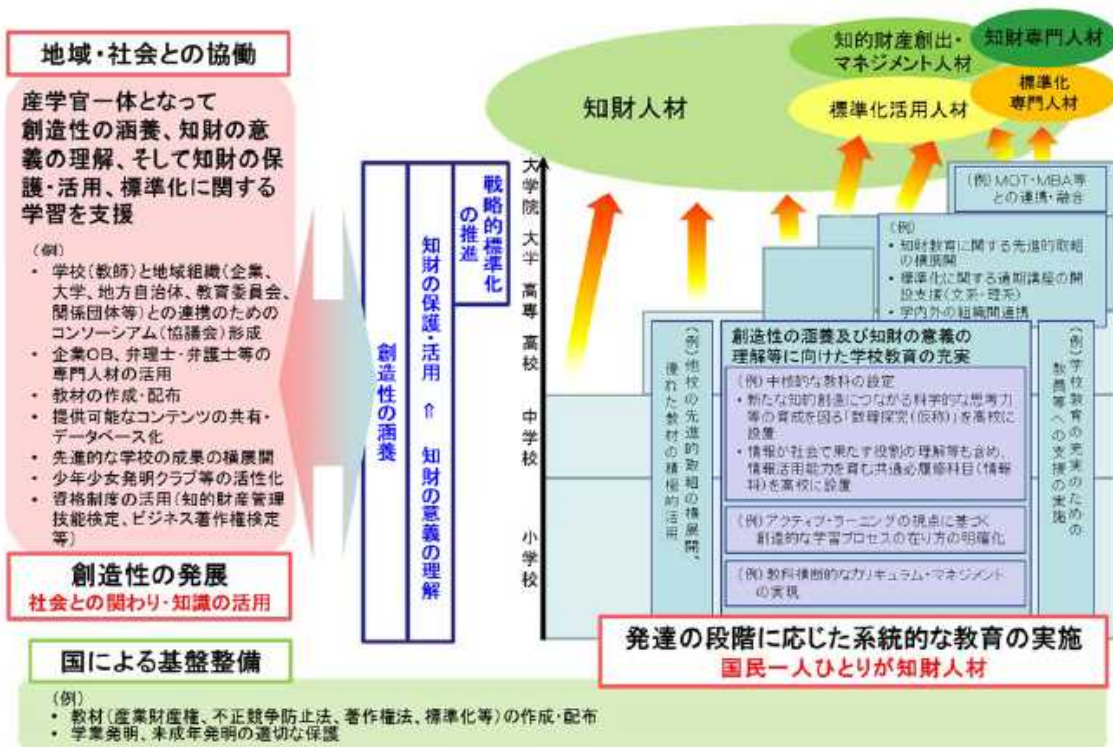
② 社会との関わりや知識の活用を視野に入れた創造性の発展のための仕掛け

事象の発見や新たな発想を図ることに加えて、それらについて文系・理系の区分にとらわれることなく、既に学んだ原理や法則等の知識を活用しながら実社会と関わり得る形にまで具現化することができる、いわば「創造性の発展」を目指し、その資質・能力が将来的な知的財産の積極的活用・事業化、戦略的な標準化活動へとつながっていくような効果的な仕掛けがされるべきである。

③ 地域・社会との協働（産学官連携による支援体制構築）の実現

企業や関係団体が既に保有する優れた知財教育関連コンテンツ等の外部リソースを、各々の教育現場に合わせた形に適宜調整しながら活用しつつ、学校内にとどまらない、地域社会と一体となった知財教育を展開することで、例えば小中学校の児童生徒が社会とのつながりを感じ、本物との出会いを意識できるような、地域・社会との協働のための学習支援体制を産学官が連携して構築していくべきである。

【知財教育の今後の方向性】³



知財教育以外の知財人材育成のための官民の取組(知財マネジメント人材、産学連携等における知財橋渡し人材、標準化人材、知財支援人材及びコンテンツ・クリエイターのプロデュース人材等の幅広い育成に向けた取組)については、本推進計画のそれぞれのパートに盛り込んでいるが、各主体がより一層の連携を図りつつ、それらの取組を積極的に実施するとともに、グローバルな経済情勢や技術・産業構造の変化に対応して、その内容を不断に見直して更なる充実を図っていくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、初等、中等、高等教育の各段階に応じ、社会と協働した知財教育を推進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備>>

(教材等の充実)

- 産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発・普及する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

(国民への普及・啓発、資格制度の活用)

- 知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定等、知財関連資格の取得を推奨する。(短期・中期) (関係府省)

³ 出典：検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合(第5回) 知的財産戦略推進事務局資料

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

(1) 現状と課題

アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組等のコンテンツはクールジャパンを代表する要素であり、今後の成長分野として期待されている。成長を現実のものとしていくためには、コンテンツの海外展開を通じた海外市場由来の売上の増大のみならず、コンテンツを通じて我が国の魅力を発信し日本のファンを拡大することで、商品やサービス等異業種の海外展開への寄与や訪日外国人旅行者の増加といった関連産業への波及効果を生み出していくことが重要である。

このような観点から、コンテンツ産業の海外展開を後押しするための政府の施策が展開され一定の成果を挙げてきている。例えば、2012年から実施されているJLOP事業では、映像コンテンツの海外販売に欠かせない字幕・吹き替え等のローカライズや国際見本市への出展等のプロモーションを支援しているが、利用事業者全体の2015年度の海外売上が総額1,247億円増加し(2012年度比)、JLOPを活用して初めて海外展開をした事業者は利用事業者全体の40%に上るなど、コンテンツ産業の海外展開を強力に後押ししてきた。また、同事業は、コンテンツと連携した非コンテンツ企業の海外市場拡大にも成果をあげるとともに、利用事業者は31都道府県にわたっており、地域経済の活性化にも貢献している。

【JLOP 事業の成果⁴】



また、2014年度からアジア新興国の放送局における放送枠の確保と現地のニーズを踏まえた我が国の放送番組の提供や共同製作への支援事業が実施されているが、このような取組も着実に成果を上げている。放送コンテンツ関連市場海外売上高が2014年度には

⁴ 出典：経済産業省「検閲・評価・企画委員会コンテンツ分野会合 第2回及び第4回 資料」を基に作成

143.6 億円（対前年度比 37.9 億円（35.9%））に増加したほか、総務省の 2013 年度補正事業のうち代表的なプロジェクト 10 件の成果として、93.3 億円の経済波及効果がもたらされたと推計されている。

【放送コンテンツ海外展開モデル事業の経済波及効果⁵】



今後も事業者が計画的に海外展開を実施し、日本コンテンツが海外市場において十分に定着するためには、海外展開促進に向けたこれらの施策を継続していくことが必要である。また、波及効果を生み出す上では教育コンテンツ等を通じて子供の頃から我が国に親しみを感じてもらおうという着眼点や、コンテンツ産業は作品のヒットに左右されるビジネスであり海外への挑戦を継続していくことで大ヒット作品が生み出されるという点にも留意する必要がある。

継続的に海外展開をしていくためには、さらに、海外における外国製コンテンツの輸入や国内放映に係る規制の緩和に向けた働き掛けや、公的支援を受けたコンテンツの海外展開の成果に関する情報収集・公開など政府でなければ対処の難しい事柄への対応、海外ファン拡大のための留学生の活用や文化交流による双方向性の確保など、コンテンツ産業全体を後押しすることとなる基盤的な取組の実施も重要である。

我が国が有する魅力あるコンテンツの力はコンテンツ産業に留まるものではなく、異業種や経済活動以外の分野との結び付きにより思いもよらない新たな価値を創造し、我が国の産業の活性化や非コンテンツ産業の海外展開にも資するものである。このような観点から、「知的財産推進計画 2015」に基づき、コンテンツ産業と非コンテンツ産業との一体的な展開の必要性を具体的に進めるための仕組みとして、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」が 2015 年 12 月に設立された。同プラットフォームでは、2016 年 3 月

⁵ 出典：総務省「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合 第 4 回 資料 2-2」

に民間のアニメ総合イベント「Anime Japan」と連携して開催した「クールジャパンビジネスセミナー」を皮切りに、コンテンツを始めとした異業種のマッチングのための取組を進めていくこととしている。

さらに、世界の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の魅力をクールジャパンとして情報発信する好機であり、同大会を見据えて、民間において、例えば、首都圏の羽田地域や竹芝地域において、クールジャパンを切り口として、アニメを含むコンテンツ、文化芸術等の多様な情報を集積・発信する拠点を構築する計画が進んでいる。

日本食・食文化や観光、地方などを含む異業種連携や民間における拠点構築に向けた取組の促進など、プラットフォームを活用し官民一体となってクールジャパンの取組を推進していくことが重要である。

近年、コンテンツ（特に映像）産業を取り巻く環境は大きく変わってきている。例えば、我が国ではこれまで平面的な表現が好まれ、海外で主流となっている実写映像のようにリアルな表現の3DCGアニメーションには抵抗があるとされてきた。しかし、昨今では映画興行収入の上位に3DCG作品が入るなどCG表現が受容されてきており、今後CGの需要は更に拡大することが見込まれる。こうしたCGを用いた制作の普及や制作工程のデジタル化により、工程管理や作業効率の改善が期待できる一方で、ソフトウェア、ハードウェアに係る投資の負担が増すなど、様々な変化をもたらしている。

メディア環境についても、近年著しい変化をみせている。インターネットやPC、モバイル端末を使用したゲームの利用時間が増加傾向にあるのに対し、テレビやラジオを始めとする従来型メディアは減少傾向にある。メディア環境変化の背景には、動画配信サービス市場が成長していることも影響していると考えられるが、こうしたメディア環境の変化によりビジネスモデルの変化が進むことも予想される。

【メディア接触時間（自宅内）2000-2014年比較⁶】 【有料動画配信サービス利用者数 需要予想⁷】



また、こうした環境や状況の変化だけでなくコンテンツ制作の実際を担う制作現場に十分な利益が還元されにくくなっており、これが我が国のコンテンツ制作力を弱めかねない

⁶ 出典：電通総研「情報メディア白書2015」

⁷ 出典：ICT総研「2015年有料動画配信サービス利用動向に関する調査」

との指摘もなされている。こうした中で、我が国の魅力あるコンテンツを継続的に創出していくためには、コンテンツ産業基盤を強化していく必要がある。そのため、第一に、公的助成の在り方や資金調達方法等に関する課題、その他の制度的課題についても検討し、可能なものから迅速に対応し、強化を進めていくことが必要である。第二に、コンテンツ産業の担い手として、コンテンツ制作環境の変化、デジタル化に対応した人材を育成していく必要があり、具体的にどのような人材が必要とされているのか、そうした人材をどのように育成していくのかといった課題を明らかにし産学官が共有して取り組んでいくことが求められる。第三に、特に映像コンテンツに関する取引につき適正化を図ることによりコンテンツ制作現場に適正な利益還元が図れる環境を整備していくことが必要である。第四に、我が国が有する豊富な地域資源に新たな命を吹き込み我が国のコンテンツの幅を広げていくことが重要である。

【税関における知財侵害物品の差止状況⁸】



海外展開、基盤強化に関する取組として、正規版の流通と一体となった模倣品・海賊版に関する対策の推進も不可欠である。模倣品・海賊版による被害は、経済活動のグローバル化に伴い地球規模での広がりを見せており、このような状況に対応し、対策の実効性を高めるためには、諸外国との連携、協力体制の構築が重要である。2015年5月には第4回日中知的財産権ワーキング・グループを開催し、中国当局との間で対策強化に向けた連携が確認されたが、今後も引き続き政府間協議や産業界と連携した中国等の外国政府・機関への働き掛け、海外の税関等執行機関の職員への研修等を行っていくことが求められる。

また、特に近年デジタル・ネットワークの発達により拡大している、インターネット上での侵害行為への対策としては、例えば、違法アップロードされたコンテンツのサイト運営者等に対する削除要請、侵害者に対する権利行使といった直接的な対策のほか、セキュリティソフト会社と連携した侵害サイトのフィルタリング、検索サービス会社と連携した侵害サイトの検索結果への表示抑制、侵害サイトのオンライン広告出稿抑止要請といった

⁸ 出典：財務省「平成27年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

周辺対策が、関係府省と連携して、あるいは著作権関連団体・コンテンツ企業等の民間主導によって実施されている。同時に、模倣品・海賊版対策においては、これを容認しないという国民意識の更なる醸成に向け、知的財産権保護に関する啓発活動を推進することも重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツ海外展開の一層の促進に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組>>

（海外展開のための権利処理の円滑化）

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。（短期・中期）（文部科学省，経済産業省）【再掲】

<<コンテンツ産業基盤強化のための取組>>

（インターネットを活用した放送コンテンツの提供に関する検討）

- ・コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。（短期・中期）（総務省，文部科学省）

<<模倣品・海賊版対策>>

（正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策）

- ・海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。（短期・中期）（経済産業省，文部科学省，総務省，財務省，外務省，農林水産省）
- ・相手国政府との関係を強化し、海外での取締体制の支援を促進するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。（短期・中期）（財務省，経済産業省，文部科学省，法務省）
- ・侵害発生国・地域における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中管理団体制度の整備等，著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査，フォーラム及びセミナーを実施する。（短期・中期）（文部科学省）
- ・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため，世界知的所有権機関（W I P O）及び二国間協力の枠組みを活用し，著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施，著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。（短期・中期）（文部科学省）

- ・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。（短期・中期）（経済産業省、文部科学省、外務省）

（国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施）

- ・模倣品・海賊版を容認しない、購入しないという国民の知識と意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。（短期・中期）（財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁）

2. アーカイブの利活用の促進

（1）現状と課題

コンテンツのデジタルアーカイブは、文化の保存・継承・発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる取組であり、欧米諸国を中心に積極的に推進されている。

我が国においては、2000年代前半から、書籍や文化財等の分野ごとに、公的機関を中心としてデジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つつある。その一方で、これまで検討の遅れていた、分野横断的なアーカイブの連携に関する取組の方向性や海外発信を含めたその利活用についても、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に設置された「アーカイブに関するタスクフォース」等を通じ検討されてきた。

これらを踏まえ、我が国として、デジタルアーカイブの構築とその利活用を推進するために、「知的財産推進計画2015」において、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築を始めとする「アーカイブ間の連携・横断の促進」、②分野ごとの束ね役（アグリゲーター）を中心とした「分野ごとの取組の促進」、③保存や利活用に係る制度面での対応等の「アーカイブ利活用に向けた基盤整備」という総合的な取組の推進策を示した。

この計画に基づき、2015年度には、上述の取組の実務的な課題と対応策の検討を図るとともに、関係府省・実務者による連携を強化するため、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会」及び「実務者協議会」が設置され、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題とそれに対する今後の方向性が検討、共有された。

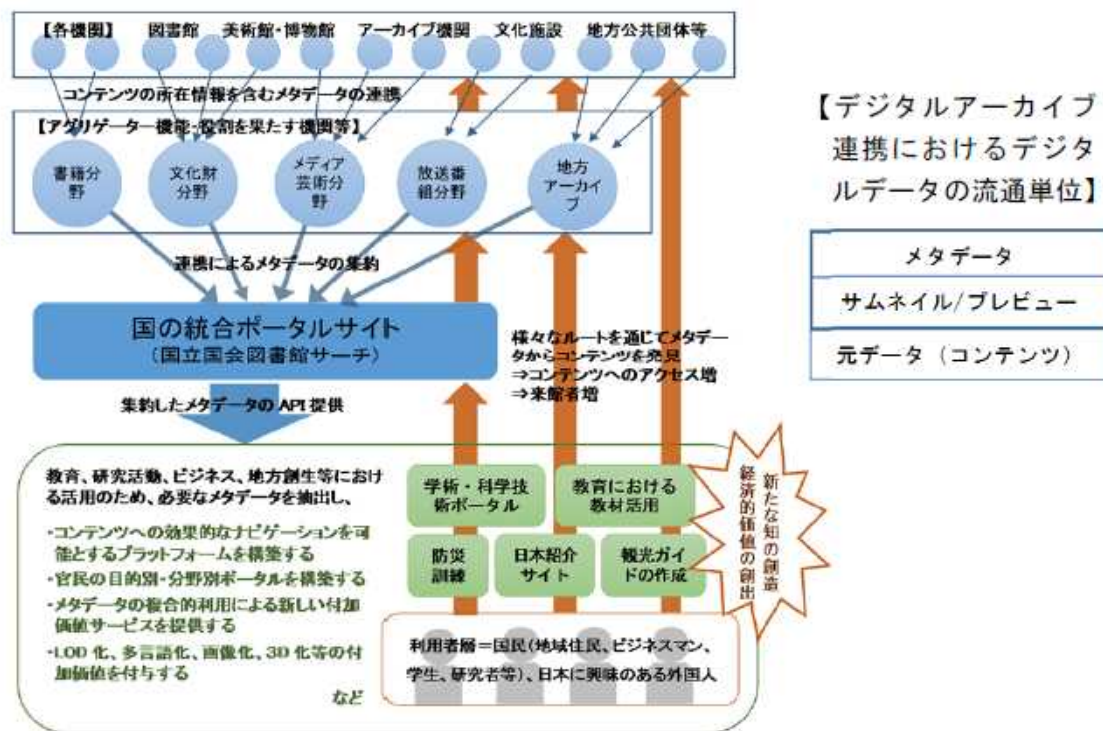
また、著作権者等に許諾を得なくても所蔵資料を保存のために複製できる施設として営利を目的としない法人により設置された登録博物館・博物館相当施設の包括指定や、著作権者不明等の場合の裁定制度の要件の緩和等、アーカイブ利活用に向けた著作権制度等の整備も進められた。

こうした取組を通じ、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題が明確化されてきた。まず、デジタルアーカイブ構築に関しては、分野・地方により状況は様々である上、アグリゲーターの設定自体が困難な場合もあるため、分野・地方に応じた

連携モデルをどう構築するかが重要な課題である。特に、中小規模機関や地方においては、原資料のデジタル化やメタデータ⁹の作成・整備、データの公開、メタデータ連携のための調整といった取組を単独で推進することは困難な場合が多いため、これについての対応も重要な課題である。

一方、アーカイブ利活用促進に関しては、メタデータレベルでの連携のためのメタデータのオープン化の推進、サムネイル/プレビュー¹⁰の取扱いの明確化、デジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示の促進が必要なところ、いずれも未整備の状況である。

【メタデータの流れと望ましい利活用イメージ】



こうした実務的課題に対する今後の方向性として、デジタルアーカイブ構築に関し、分野や地方に応じて、国立国会図書館サーチとの直接的な連携、分野を束ねるアグリゲーターとの連携、地域を束ねるアグリゲーターとの連携、といった複数の連携モデルからの選択又はそれらの組み合わせにより、分野と地方の両方から連携に必要な検討を進めることが適当である。特に、技術面での支援、外部公開のためノウハウの共有等を含め、中小規模機関や地方のデジタルアーカイブ構築と連携促進のための課題解決に向けた方策を検討することも必要となる。

アーカイブ利活用促進に関しては、メタデータを自由に二次利用可能な条件で公開するオープン化が世界的な方向であり、公的機関を対象にメタデータのオープン化に必要な対応について検討する必要がある。また、サムネイル/プレビューについても、権利者の利益に配慮しつつ、コンテンツの解説や紹介等のための一般的な利用を容易に行うことができるよう、運用面、制度面での整備が必要である。さらに、公的機関のものや公的助成を

⁹ データを説明するデータのこと。ここでは、アーカイブ機関に収蔵されている資料の詳細を説明するデータを指す。

¹⁰ 元データ（コンテンツ）の要約物を表す縮小した画像/数秒程度の音声・動画のこと。

受けて作成されたデジタルコンテンツについては、より自由な利用条件で公開されることが望ましく、これを推進する方向で検討を進める必要がある。

以上の方向性を踏まえ、我が国として、上述の総合的な取組を更に推進していく必要がある。取組の推進に際しては、アーカイブ連携することの意義を各機関やユーザーに十分に示し、共有していくことも重要である。例えば、目的に応じたポータルの効果的な構築、メタデータの複合的利用による新しい付加価値サービスの提供等、集約・共有されたメタデータの利活用事例について共有し、分かりやすく発信していくことが求められる。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、アーカイブの利活用の促進に向け、関係府省等において以下の取組を推進することとする。

<<アーカイブ利活用に向けた基盤整備>>

（アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備）

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）
- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）【再掲】

（利活用の促進のための周辺環境の整備）

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）【再掲】

第4．知財システムの基盤整備

2．世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

- （１）現状と課題（略）
- （２）今後取り組むべき施策
（略）

<<国際連携の推進>>

（通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化）

- ・T P P協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後の自由貿易協定

(F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等の二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、A C T A (偽造品の取引の防止に関する協定) やT P P 協定等の高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期) (外務省, 財務省, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省, 総務省, 法務省)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応

[情報通信技術の発展等]

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものである。一方、新たな社会的課題を惹起している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。こうした情報通信技術の利点や課題等を踏まえ、デジタルアーカイブ化の促進やデジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1 五つの重点戦略

重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

重点戦略1から重点戦略4までに掲げた各施策を着実に講じていく文化振興のための施設・組織等の体制の整備を行う。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

7 著作権等の保護及び利用

文化芸術振興の基盤を成す著作権等について、国際的な動向を踏まえるとともに、「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）及び「知的財産推進計画」（知的財産戦略本部決定）に沿って、その適切な保護及び公正な利用を図るため、次の施策を講ずる。

- デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度上の課題等について総合的な検討を行い、必要に応じて法制度の整備を行う。また、その的確な運用、著作権制度や著作物の流通に関する調査研究の実施、著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- 権利者不明著作物の活用等、アーカイブ化の促進のための方策を検討し必要な措置を講ずる。
- 情報通信技術の発達により、著作権に関する知識や意識が全ての人々に必要不可欠なものとなっていることから、対象者別セミナーの開催、学校教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、侵害国等への働き掛け、侵害発生国・地

域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援，権利者による権利行使支援，侵害発生国・地域における著作権普及啓発，官民連携の強化，諸外国との連携の強化等を行う。

「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)

II 分野別措置事項

4 投資促進等分野

(2) 個別措置事項

⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
61	アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理	障害者等の情報アクセスの充実に係る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省

世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

(1) ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備

(略)

また、遠隔教育などITの利活用により、離島を含め国内外のあらゆる場所で、全ての国民が地理的・時間的・経済的制約を受けることなく自由に学べるよう環境を整備するとともに、インターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。

(略)

また、企業や民間団体等にも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実に図るとともに、デジタル教科書・教材の位置付けや、これらに関連する著作権を含めた制度に関する課題を検討し、必要な措置を講ずる。

「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)

5. 目的達成のための施策

5.1. 経済社会の活力の向上及び持続的発展

5.1.3. セキュリティに係るビジネス環境の整備

(1) サイバーセキュリティ関連産業の振興

(略)

さらに、サイバーセキュリティに関連する産業の振興に向けて制度の見直しを柔軟に検討していく必要がある。このため、例えば著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化や、所要の制度の見直しについて検討を行う。

(参考) 知的財産政策ビジョン (平成25年6月知的財産戦略本部)

知的財産戦略本部において、平成25年6月、今後10年間を見据えた長期ビジョンとして策定された「知的財産政策ビジョン」の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

(2) 海外における知財活動支援 (アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

- 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進し、新興国における著作権のエンフォースメントを促進する。(文部科学省)

(3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

- 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、T R I P S 協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ (T P P) 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

- クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(文部科学省)

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

(1) 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

- 著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

(2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

- クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)

(3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

- 放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(総務省、文部科学省)
- 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(文部科学省)
- クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(総務省、文部科学省)
- 産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンシーを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

- コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進する。(総務省, 文部科学省)
- 知財総合支援窓口において、グローバル展開, 著作権, 不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(経済産業省, 文部科学省)

(5) 電子書籍の普及促進

- 海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した出版権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省, 経済産業省)

4. デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

(1) 文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進

- 新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍, 映画, 放送番組, 音楽, アニメ, マンガ, ゲーム, デザイン, 写真, 文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講じる。(内閣官房, 総務省, 文部科学省, 経済産業省)

(2) 教育の情報化の推進

- すべての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究などの状況を踏まえつつ、情報通信環境の整備や情報端末の標準的な規格の策定を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講じる。(文部科学省, 総務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

6. 模倣品・海賊版対策の強化

(1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進

- 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(外務省，経済産業省，総務省，文部科学省，財務省，農林水産省)

- コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(文部科学省)

- 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(経済産業省，文部科学省，外務省)

(2) 国内取締りの強化

- 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(財務省，警察庁，経済産業省，文部科学省)

(3) ACTAの推進

- ACTAに関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(外務省，経済産業省，文部科学省，農林水産省，総務省，法務省，財務省)

(以 上)